

証券コード 5032

2023年7月13日

(電子提供措置の開始日 2023年7月6日)

株 主 各 位

東京都港区赤坂九丁目7番2号

ミッドタウン・イースト11F

ANYCOLOR株式会社

代表取締役CEO 田 角 陸

## 第6回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第6回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会は電子提供措置をとっており、電子提供措置事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.anycolor.co.jp/ir/meeting>



電子提供措置事項は、インターネット上の当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。当社ウェブサイトにて、電子提供措置事項を閲覧できない場合には、以下の東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）にアクセスしていただき、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、「株主総会招集通知／株主総会資料」ページに掲載されている情報を閲覧くださいますようお願い申し上げます。

東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができませんので、いずれかの方法での議決権の行使をお願い申し上げます。各議案の内容は、当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイト上の「第6回定時株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類に記載のとおりでございますので、同書類をご検討くださいます。後述のご案内に従って2023年7月27日（木曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日時 2023年7月28日(金曜日) 午前10時(受付開始時間 午前9時)
2. 場所 東京都港区赤坂九丁目7番1号  
東京ミッドタウン・カンファレンス Room7  
(ミッドタウン・タワー内)  
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。)
3. 目的事項  
報告事項 第6期(2022年5月1日から2023年4月30日まで) 事業報告及び計算書類報告の件
- 決議事項  
第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件  
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件  
第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件  
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
4. 議決権の行使についてのご案内
- (1) インターネット等による議決権行使の場合  
インターネット等により議決権を行使される場合には、後記4頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、2023年7月27日(木曜日)午後5時までに行ってください。
- (2) 書面による議決権行使の場合  
本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023年7月27日(木曜日)午後5時までには到着するようご返送ください。各議案につき賛否が表示されていない場合には、会社提案につき賛成としてお取扱いいたします。
- (3) 複数回議決権を行使された場合  
書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本株主総会におきましては、「ハイブリッド参加型バーチャル株主総会」を導入しており、当日会場にご来場いただけない株主様も、インターネットの手段を用いて、株主総会当日の議事進行の様子をライブ配信でご確認いただくことができます。また、インターネットによる事前質問も受け付けております。具体的な内容については、それぞれ後記5頁及び6頁にてご案内しておりますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

◎当社は、法令及び定款第17条の規定に基づき、電子提供措置事項記載書面に記載すべき事項のうち、次に掲げる事項を書面交付請求をされた株主様に交付する書面には記載しておりません。したがって、電子提供措置事項記載書面に記載の内容は、監査役が監査報告の作成に際して監査をした

事業報告、計算書類及び会計監査人が会計監査報告の作成に際して監査をした計算書類の一部であります。

① 事業報告の「新株予約権等に関する事項」及び「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

② 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

◎電子提供措置事項に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.anycolor.co.jp/ir/meeting>) 及び東京証券取引所ウェブサイト (<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>) において、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

## インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネット等による議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことよってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

### 2. 議決権行使のお取扱いについて

(1) インターネット等により議決権を行使される場合は、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。なお、議決権行使書用紙右下記載の二次元コードを読み取ることで議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます（この方法での議決権行使は1回に限り可能です。）。

(2) 議決権の行使期限は、2023年7月27日（木曜日）午後5時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(3) 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

### 3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

(1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

(2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

(3) 議決権行使書に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

### 4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

【電話】0120 (652) 031 （受付時間 9：00～21：00）

(2) その他のご照会は、以下のお問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社宛てにお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座の株主様）

三井住友信託銀行 証券代行部

【電話】0120 (782) 031 （受付時間 9：00～17：00 土日休日を除く。）

### 5. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社「ICJ」の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

## インターネットによる事前質問受付のご案内

ご来場いただけない株主様のために、インターネットによる事前質問受付ウェブサイトを開設いたしました。パソコン、スマートフォンで以下のURLを入力していただくか、二次元コードを使ってサイトにアクセスし、質問をご記入ください。

事前質問受付ウェブサイト：  
<https://anycolor.premium-yutaiclub.jp/>



### 【ご注意】

質問の受付時間は2023年7月13日（木曜日）午前9時から2023年7月26日（水曜日）午後5時までとさせていただきます。一人2問（1問につき200文字まで）、ご入力いただくことが可能です。

頂戴しました質問につきましては、事務局にて取りまとめのうえ、総会会場にて回答いたしますが、質問全てに回答できない場合があることをあらかじめご了承ください。

### 【上記お手続きがご不明な場合】

ヘルプデスク：0120-980-965 までご連絡くださいますよう、お願いいたします。  
(受付時間 9:00～17:00 土日祝祭日を除く)

## 株主総会動画ライブ配信のご案内

定時株主総会の模様をインターネットでご視聴される場合は、以下のウェブサイトからアクセスいただきますようお願い申し上げます。

ライブ中継用ウェブサイト：

<https://anycolor.premium-yutaiclub.jp/>

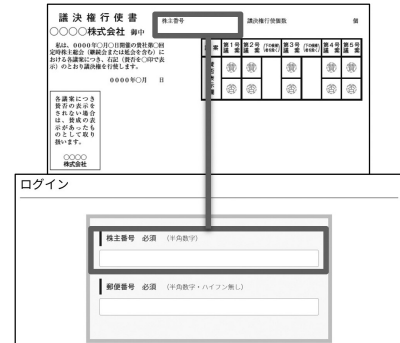
2023年7月28日（金曜日）午前10時からライブ中継開始  
（同日午前9時30分よりアクセス可能となります。）



ご視聴される場合は、以下の項目の入力が必要です。

ID                   ：本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に記載されている株主番号（9桁）

パスワード：2023年4月末日現在の株主名簿に記載された郵便番号（ハイフン除く7桁）



### 【ご注意】

- ◎株主番号と郵便番号を入力するため、開始時間よりも早めにアクセスされることをお勧めします。
- ◎ご使用の機器や通信環境によってはご視聴いただけない場合がございます。
- ◎ご視聴いただくための通信料金等は、株主様のご負担になります。
- ◎本株主総会のライブ配信の視聴は会社法上の株主総会への出席とは取り扱われませんので、会社法上の質問や動議はできません。会社法上の質問や動議を提出する可能性のある株主様は会場での株主総会へご出席くださいますよう、お願い申し上げます。議決権行使は書面又はインターネット等により事前に済ませていただきますよう、お願いいたします。

### 【上記お手続きがご不明な場合】

ヘルプデスク：0120-980-965 までご連絡くださいますよう、お願いいたします。  
（受付時間 9：00～17：00 土日祝祭日を除く）

# 事業報告

(2022年5月1日から  
2023年4月30日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当社は「魔法のような、新体験を。」というコーポレート・ミッションのもと、新しいエンターテインメントを提供する会社として、VTuberグループ「にじさんじ」の運営を主軸としたエンターテインメント領域での事業展開を行っております。

当社のVTuberビジネスは、主にYouTubeにおけるライブ配信動画を中心とした動画配信活動によるライブストリーミング領域、当社がIPを有するVTuberのオリジナルグッズや音声を録音したデジタル商品の販売を行うコマース領域、当社所属のVTuberが出演する、音楽をはじめとしたイベントを主催するイベント領域、企業からのタイアップ広告、IPライセンス、メディア出演等の案件であるプロモーション領域の4領域で構成されています。VTuberグループ「にじさんじ」は日本国内を中心に、「NIJISANJI EN」は英語圏を中心にそれぞれ上記4領域での活動に従事しております。

国内VTuberビジネスでは、VTuberグループ「にじさんじ」に所属する日本国内で活動するVTuber数は126名（前事業年度比17名増）、YouTube再生時間は624百万時間（前事業年度比9%増）となりました。また、「にじさんじオフィシャルストア」や「にじさんじFAN CLUB」等の利用の際に必要なIDであるANYCOLOR IDは934千ID（前事業年度比75%増）となりました。海外VTuberビジネスに関しても、英語圏におけるVTuberビジネス「NIJISANJI EN」の拡大をはじめとして注力しており、VTuber数は30名（前事業年度比10名増）、YouTube再生時間は132百万時間（前事業年度比137%増）となりました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高25,341,711千円（前事業年度比78.9%増）、営業利益9,410,018千円（前事業年度比124.5%増）、経常利益9,448,489千円（前事業年度比127.7%増）、当期純利益6,698,710千円（前事業年度比139.8%増）となりました。

## 領域別売上高

| 事業区分                  | 第5期<br>(2022年4月期)<br>(前事業年度) |       | 第6期<br>(2023年4月期)<br>(当事業年度) |       | 前事業年度比     |       |
|-----------------------|------------------------------|-------|------------------------------|-------|------------|-------|
|                       | 金額                           | 構成比   | 金額                           | 構成比   | 金額         | 増減率   |
| 国内ライブストーリーミング領域       | 2,992,195千円                  | 21.1% | 3,380,830千円                  | 13.3% | 388,634千円  | 13.0% |
| 国内コマース領域              | 6,638,400                    | 46.9  | 9,816,824                    | 38.7  | 3,178,423  | 47.9  |
| 国内イベント領域              | 785,559                      | 5.5   | 1,600,210                    | 6.3   | 814,650    | 103.7 |
| 国内プロモーション領域           | 2,269,832                    | 16.0  | 3,607,390                    | 14.2  | 1,337,557  | 58.9  |
| N I J I S A N J I E N | 1,126,843                    | 8.0   | 6,403,595                    | 25.3  | 5,276,751  | 468.3 |
| その他領域(注)              | 351,307                      | 2.5   | 532,860                      | 2.2   | 181,552    | 51.7  |
| 合計                    | 14,164,140                   | 100.0 | 25,341,711                   | 100.0 | 11,177,571 | 78.9  |

(注) その他領域には、インドネシア、韓国、中国でのVTuberビジネス等を含んでおります。

### ② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資等の主なものは、次のとおりであります。

|           |          |
|-----------|----------|
| 建物(六本木本社) | 9,793千円  |
| 工具、器具及び備品 | 60,255千円 |

### ③ 資金調達の状況

当社は、2022年6月8日に東京証券取引所グロース市場へ上場し、公募増資による新株発行により70,380千円の資金調達を行いました。



## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分             | 第 3 期<br>(2020年4月期) | 第 4 期<br>(2021年4月期) | 第 5 期<br>(2022年4月期) | 第 6 期<br>(当事業年度)<br>(2023年4月期) |
|-----------------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------------------|
| 売 上 高 (千円)      | 3,478,701           | 7,636,041           | 14,164,140          | 25,341,711                     |
| 経 常 利 益 (千円)    | 42,008              | 1,451,104           | 4,149,013           | 9,448,489                      |
| 当 期 純 利 益 (千円)  | 32,435              | 937,297             | 2,793,063           | 6,698,710                      |
| 1 株当たり当期純利益 (円) | 1.39                | 30.97               | 93.28               | 221.57                         |
| 総 資 産 (千円)      | 3,590,681           | 6,229,760           | 9,353,326           | 18,473,845                     |
| 純 資 産 (千円)      | 2,703,801           | 3,525,678           | 6,318,742           | 13,258,743                     |
| 1 株当たり純資産 (円)   | 2.39                | 29.80               | 210.90              | 429.08                         |

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は銭未満を四捨五入して表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。
3. 1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づいて算出しております。
4. 2019年7月26日開催の取締役会決議により、2019年8月13日付で株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
5. 2021年12月1日開催の取締役会決議により、2022年1月5日付で株式1株につき15株の割合で株式分割を行っております。第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

### (3) 対処すべき課題

#### ① サービスの健全性の確保

当社では、健全なコンテンツを発信していくことが、中長期的にはファンや顧客企業の獲得・蓄積に資すると考えており、当社に所属するライバーに対するコンプライアンス研修やコンテンツ管理に注力しております。また、SNS等の普及により、インターネット上でのクリエイターに対する誹謗中傷等が社会的に問題となっております。当社では、所属するライバー等をそうした脅威から保護するための体制の強化を進めてまいります。

#### ② サービスの認知度向上

当社が今後も高い成長率を持続していくためには、VTuber及び「にじさんじ」の認知度を向上させ、継続的に新規ファンを獲得していくことが必要不可欠であると考えております。これまでの活動を通じて、10代後半から20代前半の方々を中心に主には若年層の方々の間で一定の認知が広がってきているものの、更に幅広い層のファンを獲得するために、SNSを中心としたマーケティングや広報活動の拡充を推進してまいります。

#### ③ ライバーの発掘と育成

当社にとって、所属するライバーの育成と、新規でのライバーの発掘は事業上の根幹をなすものとなっております。当社は現在所属しているライバーに向けて、動画やコンテンツの制作に係る支援や企業案件の獲得、視聴者やファンの増加のための各種サポートを引き続き一層強化するとともに、VTuberの世界観やキャラクターデザインの改善等、様々な取り組みを継続してまいります。また、未来のライバーの発掘や育成のために、これまでに実施しているオーディションの形に捉われず、様々な可能性を追求してまいります。

#### ④ 新技術への対応

当社は、技術の発達によりエンターテイメントにおける新たな方法による表現が可能になり、ファンの方々には提供できる体験を進化させることができるという認識のもと、新技術への対応を適時に行うことが重要な課題であると考えております。したがって、当社では、VRやAR等を含む、近年において次々と登場する新技術に対応すべく、必要な対応や投資を積極的に行ってまいります。

#### ⑤ 優秀な人材の採用と育成

当社の継続的な成長には、事業拡大に応じた優秀な人材を採用するとともに、組織体制を整備していくことが重要であると考えております。当社のコーポレート・ミッションに共感し、高い意欲を持った優秀な人材を採用していくために、積極的な採用活動を行っていくとともに、従業員が働きやすい環境の整備や人事制度の構築を行ってまいります。また、採用後も、当社で存分

に力を発揮することを後押しするために、業務を通じたトレーニングの他、研修制度等の充実にも努めてまいります。

⑥ 海外市場の開拓

当社では現在、英語圏及び中国を中心に海外でもVTuberビジネスを展開しておりますが、これらの地域におけるVTuberの普及は発展途上の段階であり、積極的に事業拡大を図っていく中で、海外におけるVTuberの浸透に努めてまいります。また、現在進出していない国・地域におけるVTuberビジネスの可能性についても、継続的に検討してまいります。

⑦ 情報管理体制の強化

当社では、所属ライバーや顧客に関する個人情報を保有しており、その情報管理を強化していくことが重要であると考えております。今後も社内規程の厳格な運用や、役職員に対する定期的な社内教育の実施、情報セキュリティシステムの整備等に取り組み、一層の情報管理体制の強化、徹底を図ってまいります。

⑧ 内部管理体制の更なる強化

当社の更なる成長のためには、業務の効率化や、事業の規模やリスクに応じた内部管理体制の更なる強化が重要な課題であると認識しております。今後も、事業上のリスクを適切に把握・分析したうえで、リスク管理規程やコンプライアンス規程等の改定、社内教育の充実等を通じて、適正な内部管理体制の整備に取り組んでまいります。

#### (4) 主要な事業内容 (2023年4月30日現在)

| 事業区分                  | 事業内容                                                    |
|-----------------------|---------------------------------------------------------|
| 国内ライブストリーミング領域        | YouTube他配信プラットフォームにおける所属バーチャルYouTuber (VTuber) の配信サポート等 |
| 国内コマース領域              | 所属VTuberのキャラクター商品販売等                                    |
| 国内イベント領域              | 所属VTuberのイベントの主催等                                       |
| 国内プロモーション領域           | タイアップ広告、IPライセンス、メディア出演                                  |
| N I J I S A N J I E N | 英語圏におけるVTuberビジネスの展開                                    |
| その他領域                 | インドネシア、韓国および中国におけるVTuberビジネスの展開                         |

#### (5) 主要な営業所及び工場 (2023年4月30日現在)

|     |                               |
|-----|-------------------------------|
| 本 社 | 東京都港区赤坂9丁目7番2号 ミッドタウン・イースト11階 |
|-----|-------------------------------|

#### (6) 従業員の状況 (2023年4月30日現在)

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 323名 | 93名増      | 30.3歳 | 1.8年   |

- (注) 1.従業員数には、派遣社員、パートタイマー及びアルバイトは含まれておりません。  
2.平均年齢・平均勤続年数は、小数点第1位未満を切り捨てて表示しております。  
3.当社は動画コンテンツ関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

#### (7) 重要な親会社及び子会社の状況 (2023年4月30日現在)

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況  
該当事項はありません。
- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況  
該当事項はありません。

**(8) 主要な借入先の状況** (2023年4月30日現在)

| 借 入 先                   | 借 入 額     |
|-------------------------|-----------|
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行       | 263,400千円 |
| 株 式 会 社 き ら ぼ し 銀 行     | 38,876    |
| 株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫 | 13,369    |

**(9) その他会社の現況に関する重要な事項**

当社は、2023年6月8日付で、東京証券取引所グロース市場から同取引所プライム市場に市場変更いたしました。

## 2. 株式の状況 (2023年4月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 115,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 30,897,485株
- (3) 当事業年度末の株主数 19,182名
- (4) 大株主 (上位10名)

| 株 主 名                                          | 持 株 数       | 持 株 比 率 |
|------------------------------------------------|-------------|---------|
| 田角 陸                                           | 13,597,010株 | 44.00%  |
| 株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメント                        | 1,674,105株  | 5.41%   |
| HODE HK LIMITED                                | 1,088,000株  | 3.52%   |
| LC FUND Ⅷ, L.P.                                | 1,000,010株  | 3.23%   |
| 株式会社SBI証券                                      | 881,200株    | 2.85%   |
| Skyland Ventures2号投資事業有限責任組合                   | 770,000株    | 2.49%   |
| DAIWA CM SINGAPORE LTD—NOMINEE<br>HONDA YUZURU | 750,000株    | 2.42%   |
| 本田 謙                                           | 585,000株    | 1.89%   |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口)                            | 511,000株    | 1.65%   |
| SBI AI&Blockchain投資事業有限責任組合                    | 473,050株    | 1.53%   |

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況  
該当事項はありません。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2023年4月30日現在)

| 会社における地位  | 氏 名                | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                       |
|-----------|--------------------|---------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 | 田 角 陸              | C E O                                                         |
| 取 締 役     | 釣 井 慎 也            | C F O 経営管理部執行役員兼部長                                            |
| 取 締 役     | 有 富 丈 之            | 潮見坂総合法律事務所 パートナー<br>株式会社ファーストアドバイザーズ 取締役<br>トラベルブック株式会社 社外監査役 |
| 常 勤 監 査 役 | 前 川 俊 策            |                                                               |
| 監 査 役     | 梅 田 泰 子<br>(飯野 泰子) | 飯野法律事務所 代表<br>株式会社アイオイ・システム 社外監査役                             |
| 監 査 役     | 山 岡 佑              | 山岡佑公認会計士事務所 代表社員<br>株式会社シクミヤ 代表取締役<br>株式会社エフ・コード 社外監査役        |

- (注) 1. 取締役有富丈之氏は、社外取締役であります。
2. 取締役有富丈之氏は、弁護士資格を有しており、法律に関する専門的な知識と経験を有しております。
3. 監査役前川俊策氏、監査役梅田泰子（飯野泰子）氏及び監査役山岡佑氏は、社外監査役であります。
4. 監査役梅田泰子（飯野泰子）氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する専門的な知識と経験を有しております。
5. 監査役山岡佑氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する専門的な知識と経験を有しております。
6. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額としております。

### (3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

#### (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社の取締役及び監査役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約により、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。

ただし、当該保険契約では、被保険者の犯罪行為や、被保険者が意図的に行った違法行為などに起因する損害賠償請求等は、補填の対象外とされており、役員職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置が講じられております。

#### (5) 取締役及び監査役の報酬等

##### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役の報酬等につきましては、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内で、取締役会の決議により代表取締役CEO田角陸に一任することとし、各取締役の職位、貢献度、会社の業績等を勘案して支給することとしております。

権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当業務の評価を行うには代表取締役CEOが最も適していると判断したためであります。

代表取締役CEOは、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、各取締役の職務執行に対する評価、会社業績等を総合的に勘案し、個人別の支給額を決定しております。社外取締役については、会社として期待する役割及び職務、並びに、当該社外取締役の有する専門性や知見を踏まえつつ、同じく独立役員として届け出ている社外監査役の支給額とのバランスも考慮して、その支給額を決定しております。

なお、取締役の報酬は現金による固定報酬として支給しており、業績連動報酬等及び非金銭報酬等は採用しておりません。



② 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分              | 報酬等の総額                 | 報酬等の種類別の総額             |             |            | 対象となる<br>役員の数 |
|------------------|------------------------|------------------------|-------------|------------|---------------|
|                  |                        | 基本報酬                   | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭報酬<br>等 |               |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 50,772千円<br>(3,300千円)  | 50,772千円<br>(3,300千円)  | —           | —          | 4名<br>(2名)    |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 11,000千円<br>(11,000千円) | 11,000千円<br>(11,000千円) | —           | —          | 3名<br>(3名)    |
| 合 計<br>(うち社外役員)  | 61,772千円<br>(14,300千円) | 61,772千円<br>(14,300千円) | —           | —          | 7名<br>(5名)    |

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の金銭報酬の額は、2022年7月29日開催の定時株主総会において年額300,000千円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、3名（うち、社外取締役は1名）です。

3. 監査役の金銭報酬の額は、2022年7月29日開催の定時株主総会において年額50,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

③ 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

④ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

## (6) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
  - ・社外取締役及び社外監査役の重要な兼職の状況について、4. 会社役員の状況 (1) 取締役及び監査役の状況 (2023年4月30日現在) に記載のとおりであります。なお、兼職先である各法人等と当社との間には特別の関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

|                            | 出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                |
|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 有 富 丈 之                | 2022年7月29日就任以降、当事業年度に開催された取締役会12回のすべてに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、出席した取締役会において必要な発言を行い、当社の意思決定に関する法的な妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしておりました。                                      |
| 監査役 前 川 俊 策                | 当事業年度に開催された取締役会15回のすべてに、また、監査役会14回のすべてに出席いたしました。大手総合商社並びにその子会社における管理部門、内部監査及び監査役等の豊富な経験を活かし、出席した取締役会及び監査役会において議案審議等に必要な発言を積極的に行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしておりました。 |
| 監査役 梅 田 泰 子<br>( 飯 野 泰 子 ) | 当事業年度に開催された取締役会15回のすべてに、また、監査役会14回のすべてに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、出席した取締役会及び監査役会において必要な発言を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしておりました。                                        |
| 監査役 山 岡 佑                  | 当事業年度に開催された取締役会15回のすべてに、また、監査役会14回のすべてに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、出席した取締役会及び監査役会において必要な発言を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしておりました。                                      |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                     | 報酬等の額    |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 25,200千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 25,200千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2023年4月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目       | 金 額        | 科 目           | 金 額        |
|-----------|------------|---------------|------------|
| (資産の部)    |            | (負債の部)        |            |
| 流動資産      | 17,572,444 | 流動負債          | 5,058,781  |
| 現金及び預金    | 12,483,413 | 買掛金           | 1,415,864  |
| 売掛金       | 3,577,975  | 1年内返済予定の長期借入金 | 159,325    |
| 前払費用      | 1,406,062  | 未払金           | 41,383     |
| その他の      | 80,606     | 未払費用          | 381,341    |
|           | 24,386     | 未払法人税等        | 2,342,132  |
| 固定資産      | 901,400    | 契約負債          | 111,007    |
| 有形固定資産    | 209,578    | 預り金           | 92,513     |
| 建物        | 174,692    | その他           | 515,213    |
| 減価償却累計額   | △57,561    | 固定負債          | 156,320    |
| 工具、器具及び備品 | 250,706    | 長期借入金         | 156,320    |
| 減価償却累計額   | △158,258   | 負債合計          | 5,215,101  |
| 無形固定資産    | 38,603     | (純資産の部)       |            |
| ソフトウェア    | 38,603     | 株主資本          | 13,257,555 |
| 投資その他の資産  | 653,218    | 資本金           | 225,986    |
| 関係会社株式    | 37,598     | 資本剰余金         | 2,597,900  |
| 長期前払費用    | 0          | 資本準備金         | 2,597,900  |
| 敷金        | 408,309    | 利益剰余金         | 10,433,668 |
| 繰延税金資産    | 206,419    | 繰越利益剰余金       | 10,433,668 |
| その他の      | 890        | 新株予約権         | 1,188      |
| 資産合計      | 18,473,845 | 純資産合計         | 13,258,743 |
|           |            | 負債・純資産合計      | 18,473,845 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2022年5月1日から  
2023年4月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額        |
|--------------|------------|
| 売上高          | 25,341,711 |
| 売上原価         | 13,761,557 |
| 売上総利益        | 11,580,154 |
| 販売費及び一般管理費   | 2,170,135  |
| 営業利益         | 9,410,018  |
| 営業外収益        |            |
| 受取利息         | 70         |
| 補助金収入        | 59,316     |
| その他の         | 845        |
| 合計           | 60,232     |
| 営業外費用        |            |
| 支払利息         | 3,503      |
| 為替差損         | 1,723      |
| 株式公開費用       | 16,534     |
| その他の         | 0          |
| 合計           | 21,760     |
| 経常利益         | 9,448,489  |
| 税引前当期純利益     | 9,448,489  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2,834,923  |
| 法人税等調整額      | △85,144    |
| 当期純利益        | 6,698,710  |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年6月28日

ANYCOLOR株式会社  
取締役会 御中

### 太陽有限責任監査法人

東京事務所

|                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 本 間 洋 一 ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 篠 塚 伸 一 ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 吹 上 剛 ㊞   |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ANYCOLOR株式会社の2022年5月1日から2023年4月30日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年5月1日から2023年4月30日までの第6期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、代表取締役と定期的に意見交換を行ったほか、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、所管部門から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の整備（会社法第362条第4項第6号）に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から監査計画の説明及びその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実  
は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該  
内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指  
摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年6月29日

ANYCOLOR株式会社 監査役会

常勤監査役 前川 俊 策 ㊟

監 査 役 山 岡 佑 ㊟

監 査 役 梅 田 泰 子 ㊟  
( 飯 野 泰 子 )

(注) 監査役 前川俊策、監査役 山岡佑及び監査役 梅田泰子は、会社法第2条第16号及び  
第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

- ① 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会における議決権を有する構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じて、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- ② 機動的な剰余金の配当等を行うことを可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を株主総会の決議に加え取締役会の決議により行うことができる旨を定款第37条として新設し、この規定の一部と内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）及び同第43条（中間配当）を削除するもあります。
- ③ その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本総会の終結の時をもって効力を生じるものとします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                            | 変 更 案                                                                                                                                                                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条<br/>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 取締役会</li><li>2. 監査役</li><li>3. 監査役会</li><li>4. 会計監査人</li></ol> | <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条<br/>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 取締役会</li><li>2. 監査等委員会</li><li>3. 会計監査人</li></ol> |
| <p>第5条～第6条 (条文省略)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条<br/>当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p>                                                                   | <p>第5条～第6条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>                                                                                                                                     |
| <p>第8条～第17条 (条文省略)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条<br/>当社の取締役は、7名以内とする。</p> <p>(新設)</p>                                                                                                | <p>第7条～第16条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第17条<br/>当社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、7名以内とする。</p> <p>2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</p>                                     |

| 現 行 定 款                                                                                                                                   | 変 更 案                                                                                                                                                           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役の選任)<br/>第19条<br/>当社の取締役は、株主総会において、選任する。</p> <p>2～3 (条文省略)</p>                                                                     | <p>(取締役の選任)<br/>第18条<br/>当社の取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において、選任する。</p> <p>2～3 (現行どおり)</p>                                                        |
| <p>(取締役の任期)<br/>第20条<br/>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 補欠として又は増員により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> | <p>(取締役の任期)<br/>第19条<br/>取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p>                                          |
| <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>                                                                                                                   | <p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> |
| <p>(代表取締役及び役付取締役)<br/>第21条<br/>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p>                                                                              | <p>(代表取締役及び役付取締役)<br/>第20条<br/>取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p>                                                                    |

| 現 行 定 款                                                                      | 変 更 案                                                                                                          |
|------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、必要に応じて専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p>            | <p>2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>取締役社長1名、必要に応じて専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p>               |
| <p>第22条（条文省略）</p>                                                            | <p>第21条（現行どおり）</p>                                                                                             |
| <p>（取締役会の招集通知）<br/>第23条</p>                                                  | <p>（取締役会の招集通知）<br/>第22条</p>                                                                                    |
| <p>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> | <p>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に對して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>                                         |
| <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>                     | <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>                                                            |
| <p>第24条（条文省略）</p>                                                            | <p>第23条（現行どおり）</p>                                                                                             |
| <p>（新設）</p>                                                                  | <p>（<u>重要な業務執行の決定の委任</u>）</p>                                                                                  |
|                                                                              | <p>第24条<br/>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって<u>重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> |
| <p>第25条～第26条（条文省略）</p>                                                       | <p>第25条～第26条（現行どおり）</p>                                                                                        |

| 現 行 定 款                                                                                                                             | 変 更 案                                                                                                                                  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役の報酬等)<br/>第27条<br/>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)<u>は、株主総会の決議によってこれを定める。</u></p>                         | <p>(取締役の報酬等)<br/>第27条<br/>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)<u>は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によってこれを定める。</u></p> |
| <p>第28条 (条文省略)</p>                                                                                                                  | <p>第28条 (現行どおり)</p>                                                                                                                    |
| <p>第5章 監査役及び監査役会</p>                                                                                                                | <p>(削除)</p>                                                                                                                            |
| <p>(監査役の員数)</p>                                                                                                                     | <p>(削除)</p>                                                                                                                            |
| <p>第29条<br/>当会社の監査役は、4名以内とする。</p>                                                                                                   |                                                                                                                                        |
| <p>(監査役の選任)</p>                                                                                                                     | <p>(削除)</p>                                                                                                                            |
| <p>第30条<br/>当会社の監査役は、株主総会において選任する<br/>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>                        |                                                                                                                                        |
| <p>(監査役の任期)</p>                                                                                                                     | <p>(削除)</p>                                                                                                                            |
| <p>第31条<br/>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<br/>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> |                                                                                                                                        |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                 | 変 更 案 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <p><u>(常勤の監査役)</u><br/> 第32条<br/> <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>                                                                                                 | (削除)  |
| <p><u>(監査役会の招集通知)</u><br/> 第33条<br/> <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u><br/> <u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> | (削除)  |
| <p><u>(監査役会の決議の方法)</u><br/> 第34条<br/> <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>                                                                               | (削除)  |
| <p><u>(監査役会規程)</u><br/> 第35条<br/> <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>                                                                               | (削除)  |
| <p><u>(監査役の報酬等)</u><br/> 第36条<br/> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>                                                                                                  | (削除)  |



| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                              | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                     |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(監査役の責任免除及び責任限定)</p> <p>第37条<br/>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p> | <p>(削除)</p>                                                                                                                                                                                                                                               |
| <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>                                                                                                                                                                                                                  | <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第29条<br/>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第30条<br/>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> |

| 現 行 定 款                                                         | 変 更 案                                                                                                              |
|-----------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)                                                            | <u>(監査等委員会の決議の方法)</u><br>第31条<br><u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u>                          |
| (新設)                                                            | <u>(監査等委員会規程)</u><br>第32条<br><u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>                             |
| 第38条～第39条 (条文省略)                                                | 第33条～第34条 (現行どおり)                                                                                                  |
| (会計監査人の報酬等)<br>第40条<br>会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査役会</u> の同意を得て定める。 | (会計監査人の報酬等)<br>第35条<br>会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査等委員会</u> の同意を得て定める。                                                  |
| 第41条 (条文省略)                                                     | 第36条 (現行どおり)                                                                                                       |
| (新設)                                                            | <u>(剰余金の配当等の決定機関)</u><br>第37条<br><u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u> |
| (剰余金の配当の基準日)<br>第42条 (条文省略)                                     | (剰余金の配当の基準日)<br>第38条 (現行どおり)                                                                                       |
| (新設)                                                            | 2 当社の中間配当の基準日は、毎年10月31日とする。                                                                                        |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                      | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を<br/>することができる。</p> <p><u>(中間配当)</u></p> <p>第43条<br/>当社は、取締役会の決議によって、毎年10月<br/>31日を基準日として中間配当をすることができ<br/>る。</p> <p>第44条～第45条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> | <p>3 前2項のほか、当社は基準日を定めて剰余金<br/>の配当をすることができる。</p> <p>(削除)</p> <p>第39条～第40条 (現行どおり)</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>第41条<br/>当社は、会社法第426条第1項の規定によ<br/>り、第6回定時株主総会終結前の行為に関する任<br/>務を怠ったことによる監査役 (監査役であった者<br/>を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度におい<br/>て、取締役会の決議によって免除することができ<br/>る。</p> |

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行となり、取締役全員（3名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）3名の選任をお願いするものであります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                               | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                             | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | たずみ りく<br>田角陸<br>(1996年2月3日)                                                                                                                                                       | 2017年5月 当社設立<br>2017年5月 当社代表取締役CEO 就任（現任）<br>2021年5月 当社海外VTuber事業部執行役員 就任                                                                                                                                                 | 13,597,010株    |
|       | (取締役候補者とした理由)<br>田角陸氏は当社の創業者であり、創業以来、代表取締役CEOとして強いリーダーシップを発揮し、事業拡大や企業価値向上に寄与してまいりました。豊富な知見・幅広く高い見識を有しており、引き続き取締役の責務を適切に果たすことが期待されることから、取締役候補者としております。                              |                                                                                                                                                                                                                           |                |
| 2     | つるい しんや<br>釣井慎也<br>(1987年3月3日)                                                                                                                                                     | 2012年4月 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース（現：PwC税理士法人） 入所<br>2014年9月 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 入社<br>2019年5月 当社入社 執行役員CFO 就任<br>2019年7月 当社取締役CFO 就任（現任）<br>2019年11月 当社経営企画部長就任<br>2021年5月 当社経営企画部執行役員 就任<br>2021年7月 当社経営管理部執行役員兼部長 就任（現任） | 446,400株       |
|       | (取締役候補者とした理由)<br>釣井慎也氏は金融分野での豊富な知見と経験を有し、当社入社後はCFOとして管理部門を取りまとめ、当社上場及び市場区分変更に向けた基盤づくりに尽力してまいりました。今後もその幅広い知識と経験を活かし、当社の企業価値向上に貢献することが期待されることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。 |                                                                                                                                                                                                                           |                |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                                                  | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)              | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                               | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 3                                                                                                                                                                                                                                          | あり とみ たけ ゆき<br>有 富 丈 之<br>(1984年8月5日) | 2008年9月 長島・大野・常松法律事務所 入所<br>2011年7月 潮見坂綜合法律事務所 入所<br>2016年1月 潮見坂綜合法律事務所 パートナー就任<br>(現任)<br>2017年12月 株式会社ROXX 社外監査役就任<br>2019年8月 株式会社ファーストアドバイザーズ 取<br>締役就任 (現任)<br>2019年8月 トラベルブック株式会社 社外監査役就<br>任 (現任)<br>2022年7月 当社社外取締役 就任 (現任) | 0株                |
| <p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>有富丈之氏は、弁護士としてM&amp;Aや各種ファンド組成など金融分野での活躍に加え、各種企業の法律顧問を務める等して、コーポレート・ガバナンス、IT、個人情報保護法を含む多岐にわたる領域で多くの企業を支援してきた経験を背景に、当社の取締役として、その高度なリーガルの知見を当社の経営戦略や事業展開に反映していただけることが期待されることから、引き続き社外取締役候補者としております。</p> |                                       |                                                                                                                                                                                                                                    |                   |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 上記取締役候補者の「所有する当社の株式数」は、2023年4月30日時点のものであります。
  3. 有富丈之氏は、社外取締役候補者であります。
  4. 有富丈之氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役に就任してからの年数は、本総会の終結の時をもって1年であります。
  5. 当社は、有富丈之氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。同氏が選任された場合、同氏との当該契約を継続する予定であります。
  6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である当社の取締役及び監査役がその職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって補填することとしております（ただし、法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填されません。）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
  7. 当社は、有富丈之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が選任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                            | 氏名<br>(生年月日)                         | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                        | 所有する<br>当社の株式数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1                                                                                                                                                                                                                                                | ※<br>前川俊策<br>(1953年11月26日)           | 1976年4月 住友商事株式会社 入社<br>2009年7月 住友商事ケミカル株式会社 取締役内部<br>監査部長 就任<br>2013年7月 同社常勤監査役 就任<br>2020年3月 当社常勤社外監査役 就任 (現任)                                                                                                                      | 0株             |
| (監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)<br>前川俊策氏は、大手総合商社及びその子会社において管理部門、内部監査並びに監査役等の豊富な経験を有しているため、これらを活かして客観的および中立的な立場から意見を述べ、監査等委員である取締役としての職責を適切に遂行いただけるものと期待し、監査等委員である取締役候補者として選任をお願いするものであります。                                                   |                                      |                                                                                                                                                                                                                                      |                |
| 2                                                                                                                                                                                                                                                | ※<br>梅田泰子<br>(飯野泰子)<br>(1968年10月28日) | 1991年4月 株式会社東芝 入社<br>2002年10月 弁護士登録<br>2006年6月 アメリカンファミリー生命保険会社<br>(現：アフラック生命保険株式会社) 入社<br>2011年1月 飯野法律事務所 代表 就任 (現任)<br>2017年12月 株式会社アイオイ・システム 社外監査<br>役 就任 (現任)<br>2018年12月 スプリームシステム株式会社 社外監査<br>役 就任<br>2020年7月 当社 社外監査役 就任 (現任) | 0株             |
| (監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)<br>梅田泰子 (飯野泰子) 氏は、弁護士資格だけでなく、事業会社での就業経験も有していることから、その法律の専門家としての高い見識と会社経営に関する理解を当社の経営に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。選任後は弁護士としての専門的な知見を活かし、主に法的な観点から経営全般の監督機能および利益相反の監督機能の強化のため尽力いただくことを期待しております。 |                                      |                                                                                                                                                                                                                                      |                |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                  | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)               | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                       | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 3                                                                                                                                                                                                          | ※<br>やま おか たすく<br>山 岡 佑<br>(1986年4月3日) | 2010年1月 有限責任監査法人トーマツ 入所<br>2014年3月 キャスレーコンサルティング株式会社<br>入社<br>2014年7月 山岡佑公認会計士事務所 代表社員 就<br>任 (現任)<br>2016年10月 五常・アンド・カンパニー株式会社 入<br>社<br>2019年1月 株式会社シクミヤ 代表取締役 就任<br>(現任)<br>2019年2月 ウォンテッドリー株式会社 入社<br>2019年7月 当社 社外監査役 就任 (現任)<br>2021年1月 株式会社エフ・コード 社外監査役 就<br>任 (現任) | 0株                |
| (監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)<br>山岡佑氏は、公認会計士資格を有しており、財務及び会計に関する専門的な知見を当社に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は公認会計士としての専門的な知見を活かし、主に財務及び会計的な観点から経営全般の監督機能および利益相反機能の強化のため尽力いただくことを期待しております。 |                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                            |                   |

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 前川俊策氏、梅田泰子（飯野泰子）氏及び山岡佑氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 上記取締役候補者の「所有する当社の株式数」は、2023年6月30日時点のものであります。
4. 前川俊策氏、梅田泰子（飯野泰子）氏及び山岡佑氏は、社外取締役候補者であります。
5. 前川俊策氏、梅田泰子（飯野泰子）氏及び山岡佑氏は現在、当社の社外監査役であります。社外監査役に就任してからの年数は、本総会の終結の時をもって、前川俊策氏及び梅田泰子（飯野泰子）氏についてはそれぞれ3年、山岡佑氏については4年であります。
6. 当社は、前川俊策氏、梅田泰子（飯野泰子）氏及び山岡佑氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、監査役として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。各氏が選任された場合、当社は各氏との間で、監査等委員である取締役として、同内容の契約を締結する予定であります。



7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である当社の取締役及び監査役を含む被保険者がその職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって補填することとしております（ただし、法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填されません。）。各氏が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
8. 当社は、前川俊策氏、梅田泰子（飯野泰子）氏及び山岡佑氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏が選任された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員として届け出る予定であります。

#### 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社は、取締役の報酬等について、2022年7月29日開催の第5回定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額300百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内）とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

当社は、監査等委員会設置会社への移行後の取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針として、以下「（ご参考）」に記載の内容を決定しております。本議案に係る報酬等の額は、当該方針に基づいて固定報酬を支給するものであり、相当であると判断しております。

なお、上記報酬額等の額には、使用人兼務取締役の使用人分は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は3名（うち社外取締役1名）であります。第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は3名（うち社外取締役1名）となります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

（ご参考）

#### 1. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の報酬は、企業業績と企業価値の持続的な向上に資することを基本とし、優秀な人材の確保・維持が可能となり、当社取締役に求められる役割と責任に見合ったものとし、従業員に対する処遇との整合性も考慮した適切な水準に基づき支給することを基本方針とする。報酬の種類は、金銭による月例の固定報酬とし、業績連動報酬及び非金銭報酬等は支給しないものとする。

#### 2. 金銭報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

##### ・基本報酬

当社の取締役の基本報酬は、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内において、取締役会にてその年額の決定を代表取締役CEOに一任し、常勤及び非常勤・担当職務・業績・貢献度等を考慮して、毎月定額で支給するものとする。

##### ・賞与

当社の取締役の賞与は支給しないものとする。

## 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額50百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつぎご承認をお願いするものであります。本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区赤坂九丁目7番1号  
東京ミッドタウン・カンファレンス Room 7  
(ミッドタウン・タワー内)



|     |         |           |                                |
|-----|---------|-----------|--------------------------------|
| 最寄駅 | 六本木駅    | 都営大江戸線    | : 8番出口より直結                     |
|     |         | 東京メトロ日比谷線 | : 4a出口側から地下通路を経由し、<br>8番出口より直結 |
|     | 乃木坂駅    | 東京メトロ千代田線 | : 3番出口より徒歩約3分                  |
|     | 六本木一丁目駅 | 東京メトロ南北線  | : 1番出口より徒歩約10分                 |